

外郭団体評価 改善状況報告調書(平成20年度評価分)

団体名	財団法人新潟市開発公社	所管課
		財務課

1. 評価調書【今後の取り組み】の改善状況

		【今後の取り組み】			
公社の将来計画については、市の施策・方針に沿った策定を要するところが大きいことから、公社側が示す改善計画・検討課題に対する協議を進めるほか、市側の要請・指導事項についても、引き続き相互理解のもとで適正に処理を進める。(継続)					
改善・対応区分	改善・対応済み	✓	改善・対応中	検討中	実施しない
これまでの改善・対応内容	公益的事務事業の拡大について、前年度同様に、市から受託した工事に係る設計・管理・発注支援業務・検査を実施し、市の委託元3課との調整を図りながら、設計業務の事業規模及び範囲を拡大した。また、同様に公益性・公平性の確保を念頭に、施設の特長から特定時期に集中する緊急工事にも対応した。 指定管理者公募について、関係団体との共同応募を含め、応募したすべての施設について、指定管理者に選定された。 20年12月1日に公益法人改革3法が施行されたことから、公益財団法人への対応について、移行申請時に要する事項や会計処理に関連する講習会へ参加するなど、現況把握及び情報収集を重点に行った。				
今後の改善・対応方針等	公益的事務事業の拡大について、市関係各課との調整を図りながら、業務の事業規模及び範囲を拡大する。また、市関係各課との連携強化及びさらなる事業展開を図るため、組織基盤の強化に努める。 指定管理者施設について、安全確実な管理をするとともに、事業の充実を図り、提案書に掲げた目標達成のため、進捗管理を徹底する。また、次回公募に向け、必要な情報収集を行う。 平成23年度までに予定している公益認定申請への対応について、財団法人新潟勤労者福祉振興協会、財団法人新潟地域産業振興センターからの事業引き継ぎをふまえ、市関係各課との協議の上、所要の事項について重点的に検証を行い、システム及びガバナンスづくりを実施する。				
今後の改善・対応	実施事項	20年度	21年度	22年度	25年度
工程	公益的事務事業拡大	市との協議が整った時点で着手	同左	同左	
	指定管理者制度	応募	応募	3年間指定の施設は23年度、5年間指定の施設は25年度に再応募	
	公益法人制度改革	3法施行 情報収集	市との協議、事業検証、定款案作成 等	23年度を目途に公益認定申請	

		【今後の取り組み】			
指定管理者公募に伴う選定結果が示された後、これを踏まえた組織体制等に関する公社の考え方について市側へ説明を行うとともに、他財団(新潟市勤労者福祉振興協会並びに新潟地域産業振興センター)の統合時期等についても協議を行う。					
改善・対応区分	改善・対応済み	✓	改善・対応中	検討中	実施しない
これまでの改善・対応内容	組織基盤の強化及び効率的な人員配置を図るため、指定管理者選定後は、21年度からの施設管理運営に向け、特に新規管理施設の円滑な管理者移行に向けて、市関係各課と協議のうえ、安心安全に管理運営できる体制を検討し、21年4月1日付けで新たに嘱託職員を増員することとした。				
今後の改善・対応方針等	指定管理業務の対応及び両財団の事業引き継ぎを円滑に実施するため、市関係各課並びに両財団との協議を基に、21年4月1日付けで産業勤労推進室を新設する。また、両財団と職員兼務協定を締結し、双方で職員を兼務させる。 両財団との統合時期等について、21年度の早い段階で、市関係各課並びに両財団との協議結果を基に、統合計画案を作成し、市関係各課並びに役員への説明を実施する。 計画策定後は、事業引き継ぎなどに関する所要の諸協定を締結し、22年度中に統合に関する引き継ぎ事項を完了する。				
今後の改善・対応	実施事項	20年度	21年度	22年度	25年度
工程	組織体制の整備	指定管理者選定後、市との協議が整った時点で着手	指定管理施設の運営状況等をみながら、必要に応じて時点修正を実施	同左	
	他団体との統合	市関係各課並びに両財団との協議	産業勤労推進室の新設、兼務協定の締結、統合計画案の作成、市関係各課等への説明、協議等	22年度中に統合に伴う引き継ぎ事項を完了	

【今後の取り組み】										
公益法人制度改革3法の施行後に行う公益認定申請に関し、平成22年度を計画年度としていることから、実施事業及び財務状況・会計区分の適合性を検証するとともに、定款変更及び役員体制見直しなどの必要事項について市と公社で情報共有し、対応策を検討する。										
改善・対応区分		改善・対応済み	✓	改善・対応中		検討中		実施しない		
これまでの改善・対応内容		改革3法への対応として、19年度当初に評議員会を設置。19年度中に公益法人制度改革への取り組みなどを示した中長期計画を策定し、市並びに役員へ公益認定申請を、22年度を目途に行う予定である旨の説明をした。20年度には、実施事業及び財務状況・会計区分の適合性を検証するとともに情報収集に努め、市所管課を中心に公益認定の要件や収集情報の説明を行った。								
今後の改善・対応	今後の改善・対応方針等		財団法人新潟勤労者福祉振興協会、財団法人新潟地域産業振興センターからの事業引き継ぎをふまえ、市関係各課との協議の上で実施事業、財務状況・会計区分の適合性など所要の事項について総点検を行い、システム及びガバナンスづくりを実施、23年度中に公益認定申請を行う。							
	実施事項		20年度	21年度	22年度	23年度				
	説明・協議		3法施行 情報収集	市との協議、事業検証、定款案作成等						
	公益認定申請				公益認定申請	→				

【今後の取り組み】										
安定的運営を実現するため、利用者アンケート等を実施してニーズの把握に努め、各事業の充実やメニューの多様化を図るほか、職員の資質向上を目指し職員研修・各種講習会等への参加を強化する。(ニーズの把握、事業の充実、メニューの多様化について)										
改善・対応区分		✓	改善・対応済み		改善・対応中		検討中		実施しない	
これまでの改善・対応内容		指定管理施設において、ニーズ把握及び管理運営改善のため、利用者へのアンケート調査を実施し、利用者からの意見要望をとり入れ、利用者に喜ばれるための施設の管理運営に取り組んだ。また、アンケート結果を活用し、実施事業の検証、課題の取り組みを行い、改善に努めた。 アンケート調査についても、管理運営改善に効果的な調査項目を盛り込んだアンケート調査を実施するなど、事業評価に活用できるよう工夫した。								
今後の改善・対応	今後の改善・対応方針等									
	実施事項		年度	年度	年度	年度				
	アンケート調査の実施		対応済み							
	事業評価への活用		対応済み							

【今後の取り組み】										
安定的運営を実現するため、利用者アンケート等を実施してニーズの把握に努め、各事業の充実やメニューの多様化を図るほか、職員の資質向上を目指し職員研修・各種講習会等への参加を強化する。(職員研修・各種講習会等への参加について)										
改善・対応区分		改善・対応済み	✓	改善・対応中		検討中		実施しない		
これまでの改善・対応内容		職員研修について、指定管理者制度への対応として、指定管理施設の管理運営に必要な外部講習会に、公益認定申請への対応として、法人制度改革関連講習に重点的に参加した。								
今後の改善・対応	今後の改善・対応方針等		職員研修体系について検討し、整備するとともに、市派遣職員の引き上げに伴う、管理職育成並びに法人運営のための研修を実施する。							
	実施事項		年度	21年度	22年度	23年度				
	職員研修・各種講習会への参加		実施済み							
	職員研修体系の整備			研修体系検討・整備、予算措置						
管理職の育成			育成検討、予算措置	実施						

2. 評価調書【総合評価】における「今後の取り組みに対する評価、改善指示事項」の改善状況

【総合評価】今後の取り組みに対する評価、改善指示事項							
収支や実施事業の状況を把握し、指定管理者としての選定・非選定による影響や損失の発生を防ぐ手立てを考えるためにも、数値目標や収支等の定量的な指標を中長期計画に加える必要がある。							
改善・対応区分		改善・対応済み	改善・対応中	✓	検討中	実施しない	
これまでの改善・対応内容							
今後の改善・対応	今後の改善・対応方針等	取り組みの達成状況を客観的に把握し、評価するための数値目標や収支等の定量的な指標を中長期計画に加える。					
	実施事項	21～22	年度	年度	年度	年度	年度
	中長期計画の修正	検討、計画案の作成、計画修正					

【総合評価】今後の取り組みに対する評価、改善指示事項							
第三者などを加えて事業及び計画の達成状況を検証して見直しを行う体制を構築するとともに、サービスの向上を常に意識した運営を目指すことが必要である。(第三者等を加えた事業及び計画の達成状況の検証体制の構築について)							
改善・対応区分		改善・対応済み	改善・対応中	✓	検討中	実施しない	
これまでの改善・対応内容							
今後の改善・対応	今後の改善・対応方針等	第三者等を加えた事業検証体系構築に向け、体系整備のための情報収集、検討を行なう。					
	実施事項	21～22	年度	年度	年度	年度	年度
	第三者による事業評価の実施	情報収集、体系検討					

【総合評価】今後の取り組みに対する評価、改善指示事項							
第三者などを加えて事業及び計画の達成状況を検証して見直しを行う体制を構築するとともに、サービスの向上を常に意識した運営を目指すことが必要である。(サービスの向上を意識した運営について)							
改善・対応区分		改善・対応済み	✓	改善・対応中	検討中	実施しない	
これまでの改善・対応内容		指定管理施設において、市所管課による業務確認や指導の徹底、利用者アンケートによる自己点検により、適正な施設運営を確保することに取り組んできた。また、市が実施する外郭団体評価の結果を受けて、実施事業の検証、課題の取り組みなどを行い、業務改善、サービス向上に努めている。					
今後の改善・対応	今後の改善・対応方針等	サービスの一層の活用を目指すため、各評価をより積極的に活用し、業務の改善に努める。					
	実施事項	年度	年度	年度	年度	年度	年度
	サービス向上を意識した運営	実施済み					